

過去の税制調査会答申抜粋 ②

平成27年11月「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理」

- 今日では公的な社会保障制度が充実し、老後の扶養を社会的に支えているが、このことが高齢者の資産の維持・形成に寄与することとなっている。このため、相続によって次世代の一部に引き継がれる資産には、「老後扶養の社会化」を通じて蓄積されたものという側面もある。
- 充実した社会保障が老後扶養を社会的に支え、高齢者の資産の維持・形成に寄与している。また、「老後扶養の社会化」に伴い増大した社会保障給付は、公費により賄われている割合が高く、その多くが公債発行に依存している。これらを踏まえると、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点から、相続税の対象の範囲のあり方について、なお検討していくことが考えられる。

令和元年9月「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」

- 社会保障制度を通じた「老後扶養の社会化」が進展してきていることを踏まえれば、被相続人が生涯にわたり社会から受けた給付を清算するという観点からも、資産課税は重要な役割を果たすものである。

我が国の相続税と贈与税の沿革

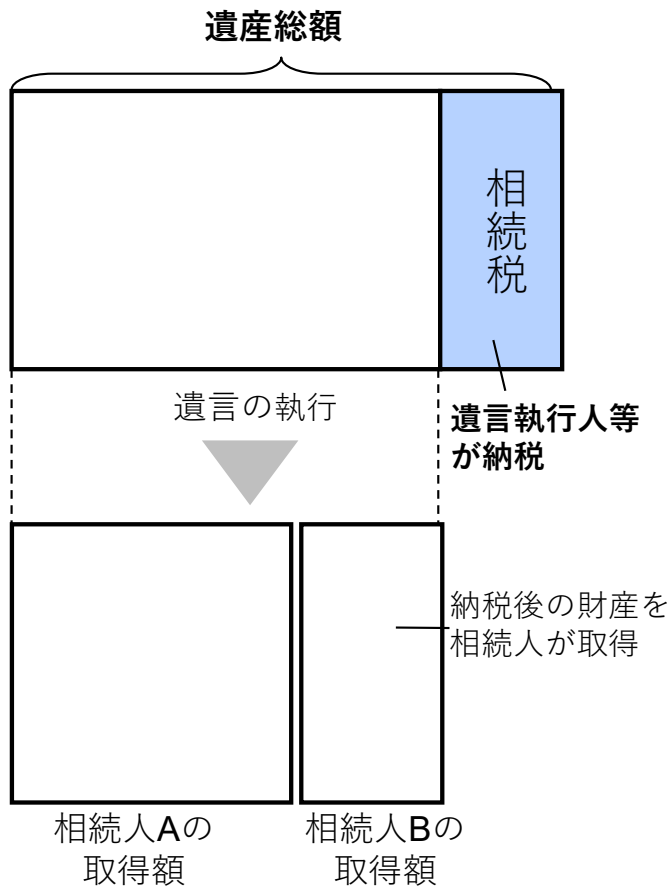
改正時期	沿革	課税方式	
		相続	贈与
明治38年 (相続税法施行)	○相続前1年間の贈与を相続財産に合算	遺産課税	—
昭和22年	○一生累積型の贈与税が導入されたが、基礎控除・税率表は相続税と別建て ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算		贈与者課税
昭和25年 (シャープ勧告)	○取得者の一生を通ずる累積課税に改組 ○贈与税が相続税に一本化され、基礎控除・税率表が贈与と相続で共通化	取得課税	
昭和28年	○累積課税が廃止され、贈与税が復活(暦年課税) ○相続前2年間の贈与を相続財産に合算	遺産取得課税	受贈者課税
昭和33年	○法定相続分課税方式の導入 ○相続前贈与の合算期間を3年に延長 ○贈与税の3年間の累積課税方式の導入(昭和50年に廃止)	法定相続分課税	
平成15年	○相続時精算課税制度の導入		

相続税の課税方式の類型

遺産課税方式

(米・英)

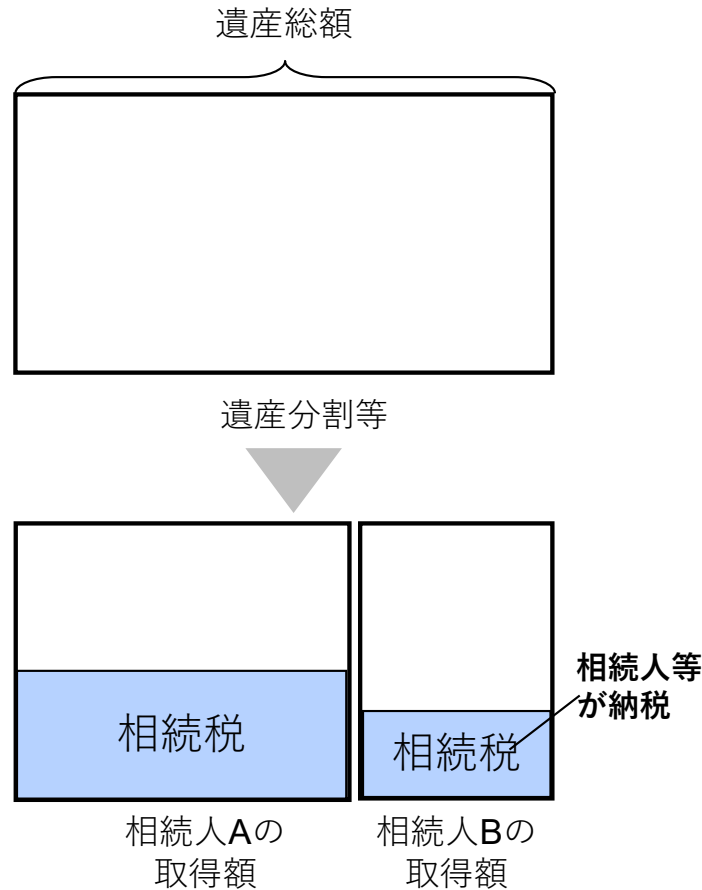
- 遺産総額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 遺言執行人等が納税義務者となる



遺産取得課税方式

(独・仏)

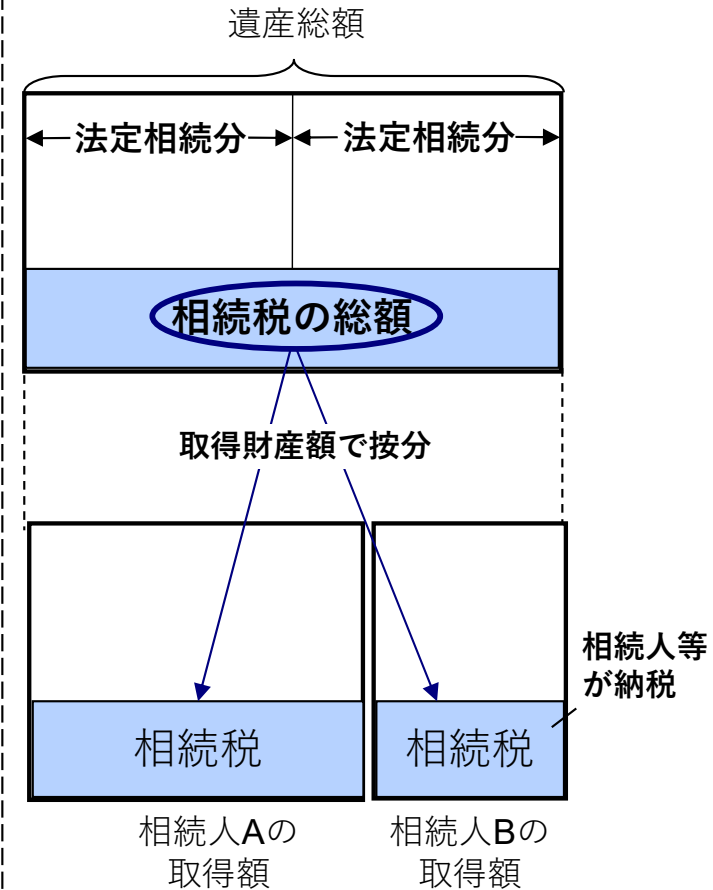
- 各人の遺産の取得額に対して基礎控除・税率を適用して税額を計算
- 相続人等が納税義務者となる



法定相続分課税方式

(日本)

- 課税遺産総額と法定相続人の構成・数によって「相続税の総額」を計算し、各人の取得財産額の割合で按分
- 相続人等が納税義務者となる



相続税の課税方式の種類と特色

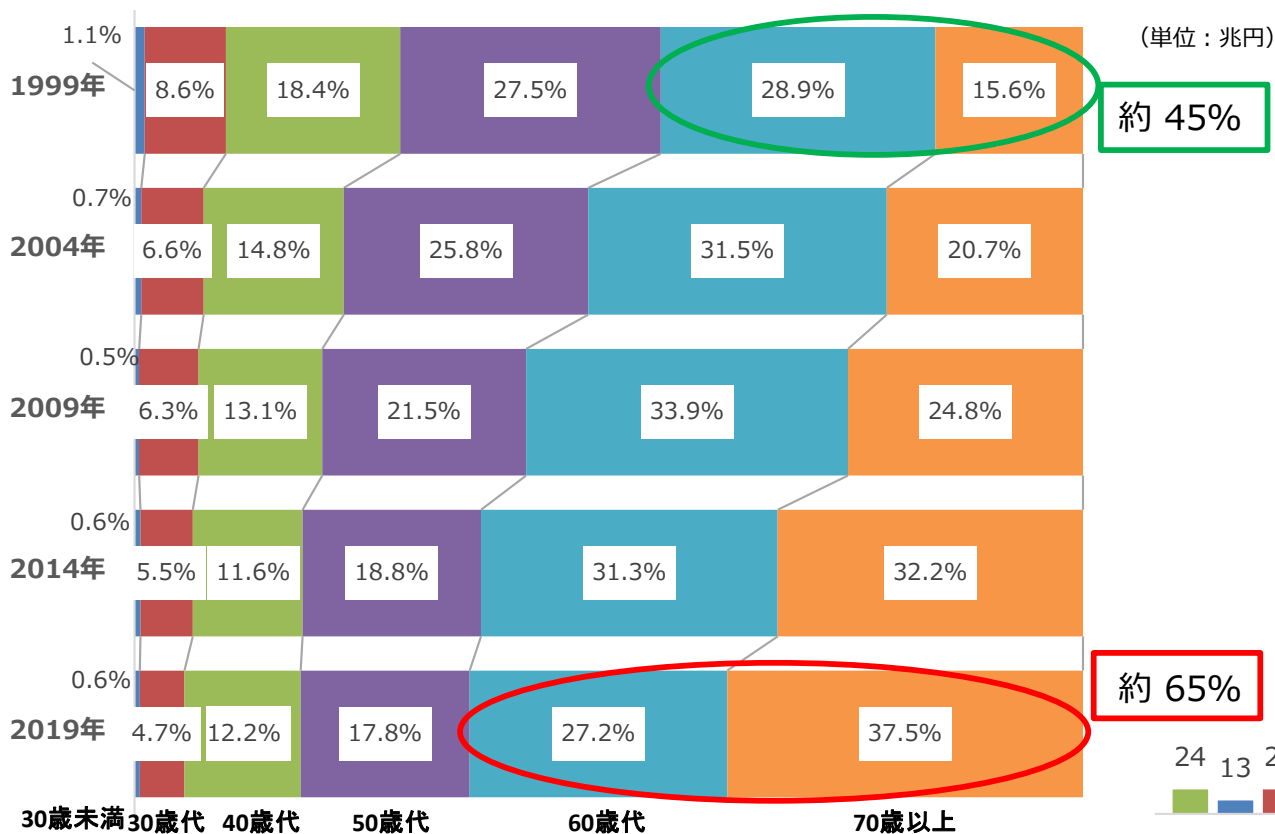
課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	法定相続分課税方式（併用方式）
概要	遺産全体を課税物件として、例えば、遺言執行者を納税義務者として課税する方式	相続等により遺産を取得した者を納税義務者として、その者が取得した遺産を課税物件として課税する方式	遺産取得課税方式と遺産課税方式の併用方式 相続税の総額を法定相続人の数と法定相続分によって算出し、それを各人の取得財産額に応じ按分して課税する方式
納税義務者	遺産管理人・遺言執行者	相続人・受遺者	相続人・受遺者
特色	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ その者の一生を通じた租税負担の清算という目的に適合 ➢ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じない ➢ 遺産分割の状況によらず税額が計算できるなど、税務執行が容易 <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じて累進税率が適用されないなど、遺産取得課税方式による長所を実現できない 	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 個々の相続人に対し、その取得した財産の額に応じた累進税率を適用することができ、各々の担税力に応じた課税をすることができる ➢ 富の集中の抑制を図るとの目的に適合 ➢ 平等の原則のもとにたつ相続法の趣旨に合致 <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 遺産分割の仕方によって遺産全体に対する税負担に差異が生じる ➢ 仮装分割による申告の懸念など、適正な税務執行に課題 	<p>■ 長所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ それぞれの方式の長所を採り入れている <p>■ 短所</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 他の相続人が取得したすべての財産を把握しなければ正確な税額の計算・申告ができない（一人の相続人の申告漏れにより他の共同相続人にも追徴税額が発生する） ➢ 居住等の継続に配慮した課税価格の減額措置により、居住等の継続に無関係な他の共同相続人の税負担まで緩和される

- 1 相続税・贈与税の現状
- 2 相続税・贈与税をめぐる経済社会情勢**
- 3 資産移転の時期の選択に、より中立的な税制の構築

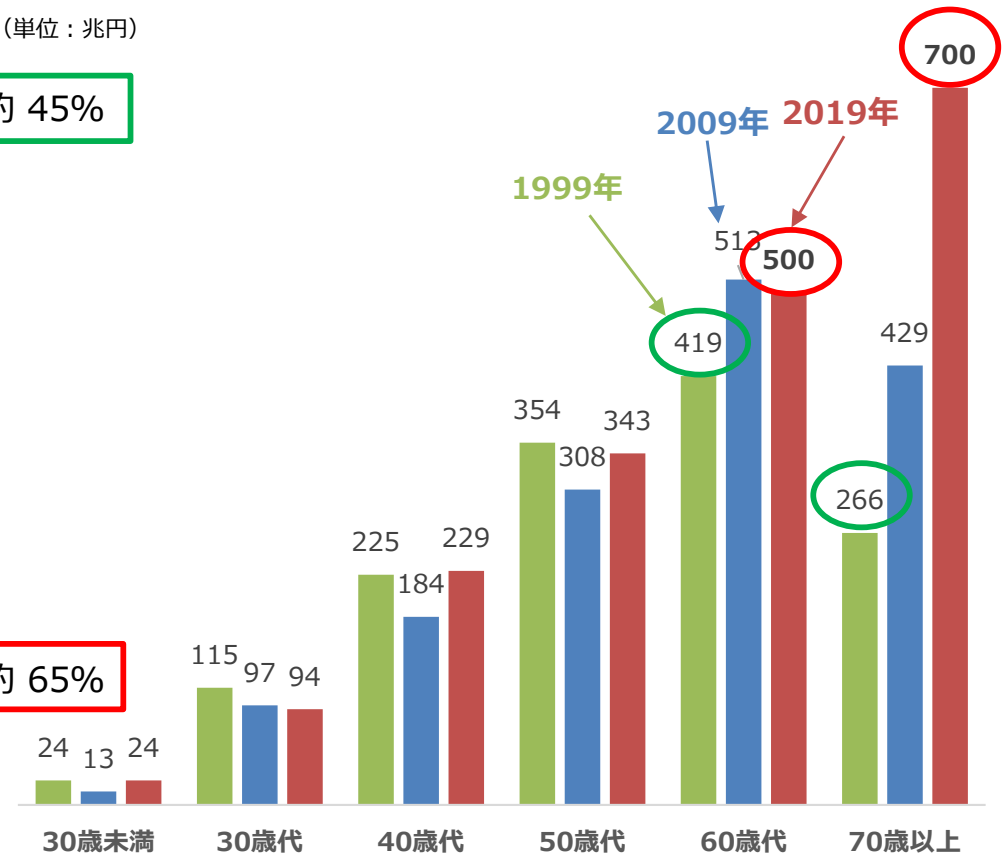
年代別 金融資産保有残高について

- 年代別の金融資産残高を見ると、この20年間で60歳代以上の保有割合は**約1.5倍**に増加
- 足元では、個人金融資産約1,900兆円のうち、60歳代以上が**65%**（約1,200兆円）の資産を保有

年代別 金融資産残高の分布の推移



年代別 金融資産保有総額



(注) 「金融資産」は貯蓄現在高（負債現在高控除前）による。なお、「貯蓄現在高」は、銀行その他の金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債券・投資信託・金銭信託等の有価証券と社内預金等のその他の貯蓄の合計。

(出典) 総務省「全国家計構造調査」（二人以上の世帯）により作成。

(出典) 日本銀行「資金循環統計」、総務省「全国家計構造調査」より推計。